

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 5月11日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県名古屋市中熱田区五本松町11-22 氏 株式会社中部プラントサービス 取締役社長 深澤 元喜 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-679-1200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社中部プラントサービス 碧南事業所
事業場の所在地	愛知県碧南市港南町2-8-2
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 8,666百万円
③従業員数	199人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) <本店> 安全・品質保証部 <碧南事業所> 産業廃棄物総括責任者 所長 産業廃棄物処理責任者 業務課長 産業廃棄物事務取扱管理者および業務担当者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成２８年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	—
	排 出 量	2, 0 2 7 t	—
	(これまでに実施した取組) 発注者に対し、梱包材の簡素化の申し入れを実施することにより排出量の抑制に努めた。 また、再生処理が可能な廃棄物については再生処理施設を保有する処分業者と委託契約を締結した。		
②計画	【目標】再生利用を促進し最終処分量の削減を目指す。		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	—
	排 出 量	2, 2 0 0 t	—
	(今後実施する予定の取組) 建設業のため産業廃棄物排出量は、完成工事高により増減することから単純に前年度と比較をすることは出来ないが、再生処理施設を保有する中間処理業者と委託契約を締結し最終処分量の削減を目指す。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、廃油、汚泥、木くず、金属くず等は、それぞれ分別し、適切な保管をしている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成２９年度も、引き続き上記の分別を継続する。		

(第３面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	—	—
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】 —		
		産業廃棄物の種類	—	—
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
		(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（ — 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 —			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（　—　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】　—		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成２８年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	—
	全処理委託量	２，０２７ t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	１，４０５ t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	４０３ t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	６５８ t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	１０１ t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	再生利用業者および熱回収業者への委託処理を推進することにより、産業廃棄物の埋立量を削減した。		

(第５面)

②計画	【目標】 再生利用業者および熱回収業者との委託契約の推進
-----	------------------------------

	産業廃棄物の種類	別紙４のとおり	—
	全処理委託量	2, 2 0 0 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 5 2 5 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4 3 7 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	7 1 4 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱 回収を行う業者への 処 理 委 託 量	1 1 0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 平成２９年度も引き続き、再生利用業者および熱回収業者との 委託契約を締結することにより、産業廃棄物の埋立量の減量を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

○産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(2-1)

平成28年度実績

産業廃棄物の種類	排出量
木くず	112
廃プラスチック	295
汚泥	848
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	15
がれき	8
廃油	15
廃酸	731
金属くず	2
鉛蓄電池	1
合計	2,027

平成29年度計画

産業廃棄物の種類	排出量
木くず	122
廃プラスチック	320
汚泥	921
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	16
がれき	9
廃油	16
廃酸	793
金属くず	2
鉛蓄電池	1
合計	2,200

○産業廃棄物の処理の委託に関する事項(2-2)

平成28年度実績

産業廃棄物の種類	排出量
木くず	112
廃プラスチック	295
汚泥	848
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	15
がれき	8
廃油	15
廃酸	731
金属くず	2
鉛蓄電池	1
合計	2,027

平成29年度計画

産業廃棄物の種類	排出量
木くず	122
廃プラスチック	320
汚泥	921
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	16
がれき	9
廃油	16
廃酸	793
金属くず	2
鉛蓄電池	1
合計	2,200